平成27年(行ウ)第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国(処分行政庁 外務大臣)

準備書面(7)

平成29年6月13日

NO. 9366

· 東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人 大 由 ·行(小。 原 弘 史(西 永 知 俊(杉 浦 雅 山 崎 岡 村 宮 野 理 真由美(*) 石 Ш 柳 田

第1	「関係国」「他国」が特定されておらず、「類似の事案」が広範に過ぎると
1	の原告の主張に理由がないこと
1	「類似の事案」,「関係国」及び「他国」の意義
2	「類似の事案」における我が国の対応の予測可能性について5
3	本件文書1の分量について
4	本件検証の趣旨について
第2	本件文書1の各不開示部分の情報内容及び不開示情報該当性に関する原告の
	主張に対する反論
1	1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示
·Ì	部分について
2	1ページ脚注3行目から6行目まで12
3	2ページ1行目から11行目,項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部
:	分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分について ······13
4	項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について14
5	項目「日本の状況」に係る不開示部分について
6	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」
İ	に係る不開示事由について16
7	項目「情報収集についての検証:情報の種類,情報収集先,情報要求・指針」
ì	について
8	項目「分析についての検証:分析手法,分析結果と共有」について19
9	項目「検討・意思決定プロセス」について20
1	0 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について ···············21
. 1	1 項目「米側への働きかけ」について23
1	2 項目「米国以外の各国への働きかけ」について24
1	3 項目「武力行使の法的側面」について25
1	4 項目「武力行使の支持の理由」について26

			「国民への説明責任についての検証:国会,広報等」について 「情報収集・分析」について	
	1 7	垻目	「政策決定・実施」について	28
	18	項目	「国民への説明責任」について	29
	19	項目	「参考資料 2 (検証チーム名簿)」について	30
第	£3 #	治語 -		31

被告は、本準備書面において、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて、原告の平成29年3月9日付け準備書面(5)(以下「原告準備書面(5)」という。)に対し必要と認める限度で反論するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

- 第1 「関係国」「他国」が特定されておらず、「類似の事案」が広範に過ぎると の原告の主張に理由がないこと
 - 1 「類似の事案」,「関係国」及び「他国」の意義
 - (1) 原告の主張

原告は、被告が、本件文書1の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められる理由として、当該不開示部分を開示することにより、将来的に類似の事案が発生した際、関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるため、これら他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがあると主張したこと(被告準備書面(5)第2の1(2)・8ページ)に対し、「被告の主張は、要するに、どの国であっても『関係国』『他国』になりうるというきわめて抽象的なものであり、『類似の事案』を広く一般化しすぎている」と主張する(原告準備書面(5)第2の1(2)・12ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、被告のいう「類似の事案」とは、「いずれかの国が武力行使を行う場合であって、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項等について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められる」事案であり、飽くまでも、「いずれかの国が武力行使に及ぶ」という国際社会における特殊な事態が発生していることを前提に、その上で我が国として何らかの

立場・政策を定める必要性が生じているという、限定的な状況を明示している(被告準備書面(5)第2の2(1)・8及び9ページ)。

さらに、被告は、「関係国」を、上述した「類似の事案」の発生を前提に、 当該武力行使に直接間接の利害を有する国を指すと説明しており(被告準備 書面(5)第2の2(2)・9及び10ページ)、「『類似の事案』を広く一般化し すぎている」ものではない。

しかも、被告準備書面(5)第2の2(2)(10及び11ページ)で詳述したとおり、そもそも、いかなる国がいかなる国に対して、いつ、どのような武力行使に及ぶのかをあらかじめ想定することは本来的に困難な事柄であり、行政機関の長による当該行政文書の開示・不開示による安全保障又は外交施策上のリスク判断は、かかる国際政治や安全保障政策の専門性・特殊性を踏まえた上でのそれとならざるを得ない。つまり、武力行使の想定国等を具体的に特定し、それとの関係でのおそれがなければ、情報公開法5条3号における「おそれ」があると「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」とはいえないとする原告の主張は、まさに国際政治や安全保障政策の複雑さを正解しないものといわざるを得ないのである。

さらに、仮に「関係国」及び「他国」を具体的に特定できたとしても、被告がこれらを具体的に示した場合、我が国が当該「関係国」及び「他国」に 懸念を有していると捉えられ、新たな外交問題を惹起しかねないため、「関係国」及び「他国」を具体的に特定することは適当ではない。

(3) 小括

以上のとおり、武力行使が実際に行われている現下の不安定な国際情勢に 鑑みれば、類似の事案が将来的に発生する可能性を念頭においた被告の主張 は合理性を有するというべきであり、原告の前記(1)の主張は失当である。

- 2 「類似の事案」における我が国の対応の予測可能性について
 - (1) 原告の主張

原告は、「『情報収集の具体的手法、情報収集内容、我が国が重視した視点、論点、関心事項』は、国ごと又は地域ごとに異なる各種事情や外交上の課題等によって大きく異なる。」として、本件文書1の内容が明らかになるとしても、イラクとは異なる他の国が武力行使に至る事態が起こったときに関係国が日本の今後の対応等を正確に予測することなどできないとも主張する(原告準備書面(5)第2の1(2)・13及び14ページ、同第3の3(4)・26ページ、同4(4)・27及び28ページ、同6(2)及び(4)・30及び31ページ、同7(4)・33ページ、同8(2)及び(4)・33及び34ページ、同9(2)及び(4)・35及び37ページ、同10(2)イ及び(4)・37、38及び40ページ、同11(4)・43ページ、同12(4)・46ページ、同14(2)・50ページ、同15(2)及び(4)・52及び53ページ、同17(2)及び(4)・57及び58ページ、同18(2)及び(4)・58及び59ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、「類似の事案」の意義については、前記1(2)で述べたとおりであり、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項等について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められるという、特定の、他方で将来的に現実に発生する可能性がある状況である。

したがって、対イラク武力行使とは異なる事案においても、上記のような類似性が認められる場合、本件文書1の内容が明らかにされることで、関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるため、我が国の外交交渉事務に支障を及ぼし、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがあることに変わりはない。

また、実務上、ある国に関する情報収集や渉外活動は、当該国においてのみならず、世界各地の我が国在外公館等を活用し、世界的に行われるもので

あることから、対イラク武力行使に関する問題と類似の問題では情報収集や 渉外活動の手法も共通する点が多い。

したがって、類似の事案における関係国や事案が異なることを理由に、本件文書1の内容が開示されても関係国が我が国の対応を正確に予測することはできないという前記(1)の原告の主張も、外交実務を正解しない、誤った認識を基礎としたものであり、失当というほかない。

3 本件文書1の分量について

(1) 原告の主張

原告は、「本件文書1の中に当時の日本の判断過程や情報収集能力、分析能力あるいはそれらを推知させる情報が記載されているとしても、それらの記載は検証の目的に沿って選別されたごく一部のものに限られるはずである」、「分量も報告書の本文部分は17頁程度しかないから、政策決定過程の生の事実それ自体が表現されているわけではなく、原資料や聴き取り結果を取りまとめたものが記載されているに過ぎない」として、不開示部分が不開示情報に該当しないと主張するようである(原告準備書面(5)第2の1(2)・13ページ)。

(2) 被告の反論

本件文書1に記載されている情報は、対イラク武力行使に関連する全ての情報ではなく、本件検証の目的に沿って選定されたものである。しかし、それは、むしろ、本件文書1には、我が国が平成15年3月の米英等によるイラク武力行使を支持するに至った検討・意思決定過程を明らかにする上で特に取捨選択された有意な情報が凝縮して記載されていることを意味している。

したがって、本件文書1の不開示部分が開示されることで、多数の情報の中で我が国が対イラク政策においていかなる情報について特に注目し、あるいは重視していたか、その情報の性質がおのずと明らかになる。そして、こ

のような情報は、我が国が、いかなる具体的な外交施策を行うか、その施策 選択の具体的意思決定過程、すなわち、当該施策選択の判断において、省内 外でいかなる検討・調整が行われ、いかなるタイミング・頻度で政府高官等 への報告がなされ、他方で指示が行われるか、あるいは、以上の施策決定過 程で他国との間でいかなるレベルの者を対象とした外交活動や情報収集活動 等がなされるのか、といった我が国の行動をとる際の前提情報であり、行動 を左右するものであるから、当該情報の性質を分析することにより、類似の 事案が発生した場合、関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国 を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。このような事態 となれば、我が国が、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が 国の安全が害されるおそれが招来されることは明らかであり、以上の点を無 視し、本件文書1の分量の多寡という形式論に着目して本件文書1の不開示 部分を開示しても情報公開法5条3号の「おそれ」はないとする原告の前記 (1)の主張は失当である。

4 本件検証の趣旨について

(1) 原告の主張

原告は、「日本として、本件と同じ過ちを二度と繰り返さないよう、過去を検証するために本件文書1は作成されたはずである」、「仮に本件文書1の中に当時の日本の判断過程や情報収集能力、分析能力あるいはそれらを推知させる情報が記載されており、それが公開されたとしても、当時と同じ対応を日本は将来繰り返さないであろうことが他国が想定できるようになるにすぎない」、「日本の国際的信用が高まることはあっても、交渉上不利益を被ることはない」などと主張する(原告準備書面(5)第2の1(2)・14ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、本件文書 1 は、被告準備書面(5) 第 2 の 1(1) (8 ページ)

で述べたとおり、我が国が2003年3月以降の米英等によるイラク武力行 使を支持するに至った検討・意思決定過程を検証し、今後の政策立案・実施 に役立てることを目的に作成されたものであり、我が国が米英等の武力行使 を支持したことの是非を検証するものではない(甲第4号証の1)。 対イラ ク武力行使に関する我が国の対応は過ちであり、それに関する情報が公開さ れたとしても問題はないとの原告の主張は、本件検証の趣旨を正解しておら ず,失当というほかない。また,本件検証を経たところで,当時の我が国の 施策決定に向けた情報収集活動、外交活動、あるいは、省内外での調整活動 の手法やノウハウまでもが,全て改められるわけではないことは自明であり, 引き続き同様の態様をとる、又は、同様の態様をより改善して継続するなど の内容も当然あり、また、本件検証以降も対応の際の視点や考慮事項は共通 のものもある。

したがって、我が国が対イラク武力行使当時と同様の対応を将来一切とら ないかのような原告の主張は、前提において誤りである。

第2. 本件文書1の各不開示部分の情報内容及び不開示情報該当性に関する原告の 主張に対する反論

原告は、被告が、被告準備書面(5)第2の3(11ないし64ページ)にお いて、本件文書1の不開示情報の情報内容及び不開示情報該当性を主張したの に対し、原告準備書面(5)第3の1ないし19(20ないし61ページ)にお いて、各項目ごとに、不開示情報には当たらないと主張するため,以下におい て、各不開示部分のうち可能な範囲で情報内容をより具体的に説明した上、外 務大臣がこれらを不開示情報該当性に当たると判断したことに合理的な理由が あることを再度述べる。

1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示 部分について

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分の内容は,被告準備書面(5)第2の3(1)ア(11ページ)のとおりである。

(2) 原告の主張に対する反論

ア 情報公開法5条3号の不開示情報該当性について

(7) 原告は、文書の内容を示す標目によって文書の内容が明らかになることにより、どのような理由により情報源、情報収集能力が明らかになるのか、被告は個別具体的に明らかにしていないと主張する(原告準備書面(5)第3の1(2)・21ページ)。

しかしながら、被告準備書面(5)第2の3(1)イ(7)(11及び12ページ)で述べたとおり、資料の内容を示す標目を参照すれば、具体的な国名・機関名及び人名を含む情報収集先や、収集した内容を把握することができるのであり、さらに、多数の標目全体を総覧・分析することで、情報収集先がどの程度多岐に渡っているか、情報収集先となっていない国・機関はどこか、又は重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかなどを読み取ることができるため、我が国政府の情報源・情報収集能力が明らかとなる。

また、不開示部分には資料の標目ごとにその作成時期が記載されているため、当該資料作成の前提となった外交活動の時期や、特定の時期に集中して資料が作成されている状況及びそれに対応する外交活動や国際情勢等を把握する材料となる。すなわち、作成時期及び情報収集先や収集した内容からは、対イラク武力行使をめぐる情勢が展開する中、我が国がいかなる節目においていかなる情報収集先からいかなる内容の情報を得ていたか、又は得ようと試みていたか、また我が国が当該情報をどの程度重要視していたかを把握することができ、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の方針及び概略が明らかとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様に我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、さらには我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) さらに、標目のうち関係国・機関の高官の氏名を記したものについては、当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるものであり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれが大きい。

この点、原告は「外交を任務とする者が、その職にある期間に諸外国と連絡をとりあうのは当たり前のこと」であるとの一般論を持ち出し、「なにゆえ具体的な氏名が明らかになると信頼関係が損なわれるとするのかが不明」と主張する(原告準備書面(5)第3の1(2)・21ページ)。

しかしながら、本件は、対イラク武力行使をめぐる情勢という、国際 政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に係る情報収集に関するも のである。このような性質の案件に関する情報提供は、情報提供先との 信頼関係のもと、情報内容や情報提供元を公にしないことが当然の国際 慣行であり、かかる前提があるために機微な情報を収集することができ、 情報内容や情報源の秘密保持を適切に行うことが当然に求められるとこ ろ、上記不開示部分を開示することにより、秘密保持に関する国際慣行 に反し、関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれが大きいことは 明らかである。

イ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性について

原告は、本件文書が非公開を前提として作成されたものとする根拠が明らかでないと主張するが(原告準備書面(5)第3の1(3)・22ページ)、その根拠は被告準備書面(5)第2の1(1)(8ページ)で述べたとおり、本件検証の目的は、対イラク武力行使を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てることにあったためである。また、原告は、「外務省の担当者らが、資料の標目を開示することによって、『同種資料を作成すること [を] 躊躇』するなどという事態は現実問題として考え難い」とするが(原告準備書面(5)第3の1(3)・22ページ)、非公開を前提として作成した資料がその後公開されることとなれば、それによる不利益を憂慮して資料に必要な内容を全て記載すること、ひいては資料の作成自体をちゅうちょすることは当然であり、原告の主張は根拠のない独自の意見といわざるを得ない。

なお、被告の上記主張は、原告が非公開の前提について同様の主張をする不開示部分(原告準備書面(5)第3の3(3)・26ページ、同4(3)・27ページ、同5(2)・28及び29ページ、同6(3)・31ページ、同7(3)・32ページ、同8(3)・34ページ、同9(3)・36及び37ページ、同10(3)・40ページ、同11(3)・43ページ、同12(3)・46ページ、同13(3)・48及び49ページ、同14(3)・51ページ、同15(3)・53ページ、同16(3)・55ページ、同17(3)・57及び58ページ、同18(3)・59ページ、同19(2)・60ページ)について共通である。

2 1ページ脚注3行目から6行目まで

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は,被告準備書面(5)第2の3(2)ア(13ページ)で述べたとおりである。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は「外務省は、イラク開戦当時の意思決定に関与していた者について

は、それが外務省内の誰であるのかを情報公開請求に対応して開示しているのである(甲17、甲18)。外務省では、公表慣行として、少なくとも課長級以上の幹部の肩書と氏名を明らかにした幹部名簿を公表しているから、たとえば、甲17や甲18に示されている『主管』ないし『協議先』中の『中東第二課長』とか『中東アフリカ局長』といった肩書の記載があれば、当時の幹部名簿を確認することで、具体的に誰を指すのかを特定することは容易である」と主張している(原告準備書面(5)第3の2(2)・23ページ)。

しかしながら、対イラク武力行使の約10年後に、我が国の対応を検証するためのインタビューの対象者として選定されていることは、対イラク武力行使に関する意思決定において実態的な関与があったことを推測させるものであり、これが明らかになることは、当時の資料に「主管」ないし「協議先」として肩書が記載されることと全く性質を異にするものであり、工作活動や脅迫の対象となる蓋然性がより高いというべきである。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、今後、我が国政府の外交政策に関する検証等を行う場合において、率直な意見の交換 又は意思決定の中立性が不当に損なわれるほか、検証等の事務を行う上で多 大な支障が生じるおそれがあるというべきである。

3 2ページ1行目から11行目,項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部 分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は,被告準備書面(5)第2の3(3)(14ページ)の とおりである。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、当該不開示部分の内容が外務省ウェブサイトに公開されている別の資料と項目立てが類似しており、当該不開示部分と当該公開情報が内容も同様であるとして、不開示情報に該当しないと主張するが(原告準備書面(5)

第3の3(1)・24及び25ページ),本件検証を行う上での前提となる事実関係の整理として作成された当該不開示部分と,広く一般に当時のイラク情勢を客観的に説明することを目的として作成された当該公開情報ではおのずと性質が異なるところ,仮に,当該不開示部分と上配のような公開情報に共通の内容が含まれているとしても、その趣旨や位置付けも異なることから,原告の主張は理由がない。

4 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(4)(18ページ)のとおりである。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当しない理由について、当該不開示部分の分量以外の点には特に触れず、「この程度の内容で示される日本の検討や関心対象によって、『我が国の今後の対応等を正確に予測』することなどおよそ不可能」と一方的に断じている(原告準備書面 (5) 第 3 の 4 (2)・2 7 ページ)。

しかしながら、前記第1の3(2)と同様、当該不開示部分は、対イラク武力行使に関する非常に多岐にわたるイラクを除く各国の政治情勢や安保理関連の情勢のうち、我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素を、項目分けを行いながら、要点を絞って記載しているものである。それゆえ、当該不開示部分は、対イラク武力行使という国際政治上及び各国の安全保障政策上機徹な問題に関する意思決定を行うにあたり、我が国として重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に現れている部分といえ、項目分けの仕方やその記述内容をも含め、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっている。

したがって、当該不開示部分が公にされることにより、将来的にいずれか

の国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、それがイラクではない国であったとしても、我が国が重要な考慮要素とする点の多くは本件検証の内容と共通するのであり、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるというべきである。

そして,以上の当該不開示部分の記載内容に照らせば,原告の主張に理由 がないことは明らかである。

5 項目「日本の状況」に係る不開示部分について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(5)ア(21ページ)のとおりであるが、更にふえんすると、当該部分には、当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述が含まれている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、当該不開示部分の分量を「わずか10行程度」とし、このことをもって不開示情報に該当しないと主張するようであるが(原告準備書面(5)第3の5(1)及び(4)・28及び29ページ)、このような主張が失当であることは、前記4(2)で述べたとおりである。また、前記(1)で述べたとおり、当該不開示部分には、イラクではない特定の地域にかかる情勢に関する記述が含まれているが、当該記載は我が国が対イラク武力行使への対応を検討する過程において特に重要であった内容であり、これが開示された場合、我が国の関心事や政策決定における考慮事項が明らかになることから、その不開示情報性は、一部が公にされている情報を含むものであるとしても、左右されるものではない。

6 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」 に係る不開示事由について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(6)ア(23ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、その内容は、各出来事や我が国の動 きに対する評価、各事実の背景事情及び原因、時系列の中で各事実が後の事 実にどのような影響を及ぼしたか、省内外での検討・調整過程や、政府高官 等への報告や指示、他国との折衝・具体的な情報収集活動やそれらを踏まえ た上での省内外や政府高官等の認識・評価等、機微に触れる事項をも含め、 本件検証の観点から必要な事項が取捨選択されており、記載自体が一定の価 値判断や評価を伴うものとなっている。また、その記述中に一部公になって いる事実が含まれるとしても、それらは甲第9号証のように機械的に羅列さ れているのではなく(例えば、甲第9号証の「1. 対イラク」の項には、平 成14年9月14日の川口外相とサブリー・イラク外相の会談から平成16 年10月5日のハッサーニ・ムサンナー県知事の総理表敬までが記載されて いるが、これらの全てが本件文書1の当該不開示部分で言及されているわけ ではない。また,甲第9号証の「3.対国連安保理常任理事国」の「⑴米 国」の項には,平成14年8月27日の日米次官級戦略対話から,平成16 年10月24日のパウエル米国国務長官の小泉総理表敬及び日米外相会談の 概要までが記載されているが、本件文書1の当該不開示部分には、甲第9号 証に配載されていない米国との公式・非公式協議についても言及されている 部分がある。), 各事項が具体的かつ詳細に, 前後の関連性, 評価を伴った 一連の文章として記載されているのであり、全体として我が国の情報収集・ 分析能力、外交及び安全保障関係における関心事項、政策決定において考慮 している事項等を示すものである。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は「被告が主張するような『検討の契機』『どのような情報収集・分析・検討が行われたか』『どのような協議が行われたか』などの客観的な事情については、すでに多数の公刊物等に公になっているので、不開示にする合理性はない」と主張するが(原告準備書面(5)第3の6(1)・30ページ)、上記のような当該不開示部分の記載ぶりからは、その記述中に公になっている事項が一部含まれ得るとしても、その余の事項の切り分けは困難である。

また、原告は、本件不開示部分の分量(「2頁程度」)に着目し、情報公開法5条3号の不開示情報該当性に該当しないとの主張を行っているが、このような主張が失当であることは、前記4(2)のとおりである。

7 項目「情報収集についての検証:情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」 について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(7)ア(26及び27 ページ)のとおりであるが、更にふえんすると、その内容としては、他国のイラクにおける大屋破壊兵器の隠匿に関する評価・分析に係るものも含まれている。また、我が国の情報収集について、収集した情報の種類・内容・数、収集の手法と収集先の対応についての傾向、多く収集することができた情報の種類、一方で十分に収集することのできなかった情報の種類、情報収集に係る在外公館を含む省内外における指示内容及び報告状況、我が国内での情報共有の状況についての分析がされている。そして、その内容は、個々の情報と収集先が機械的に羅列されているようなものではなく、記載全体が評価・分析を伴うものとなっているため、原告が主張するような、一部の公開された情報及びその収集先と、その余の事項を切り分けることは困難である。

(2) 原告の主張に対する反論

ア 原告は、当該不開示部分を開示することで具体的にどのような不利益やおそれがあるのか全くわからないと主張するが (原告準備書面(5)第3の

7 (2) ウ (3 2ページ), 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性については, 前記 (1) で述べたとおり, 当該不開示部分に係る情報は, 他国による当時のイラク情勢に関する評価・分析に係る内容という, 他国の情報収集能力等に関わる内容も含まれているところ, これを公にすることで, 他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また, 前記 1 (2) ア (4) で述べたとおり, 国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な性質の情報提供は,相手先との信頼関係のもと, 情報内容のみならず情報提供元も公にしないことが当然の国際慣行であるから, 我が国がこれに従わなければ, 国際社会との信頼関係が損なわれることは明らかである。

加えて、当該不開示部分は、情報収集のための在外公館を含む省内外に 対する指示内容及びその報告状況や我が国内での情報共有状況についての 分析も含むものとなっており、まさに、その内容からは、対イラク武力行 使をめぐる情勢が展開する中、我が国がいかなる節目においていかなる情 報収集先からいかなる内容の情報を得ていたか、又は得ようと試みていた か、また我が国が当該情報をどの程度重要視していたかを把握することが でき、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程における方針及 び概略が明らかとなる。

したがって、前記1(2)ア(7)と同様、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様に我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれもある。原告は、情報公開法5条6号の不開示情報該当性について、新聞報道は、

政府機関の動きや官房長官の記者会見での発言内容等,政府が公表した発音や行動に関する事実を詳細に記載したものであって,政府が公表した場合と実質的に変わりがないと主張する(原告準備書面(5)第3の7(4)・33ページ)。

しかしながら、被告準備書面(5)第2の3(7)エ・28及び29ページで述べたとおり、報道内容が政府が公表した事実を含むとしても、報道機関の意見・見解が反映されたものであり、政府が公表した場合と実質的に変わりがないとはいえない。その上、前記(1)で述べたとおり、当該不開示部分には、公表された事項も多数含まれていることはもとよりのこと、多数の事実の中から取捨選択を経た事実が記載されており、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっており、原告の上記主張は以上の当該不開示部分の内容を正解しないものというほかない。

8 項目「分析についての検証:分析手法、分析結果と共有」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(8)ア(29ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、当該部分では、対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報を踏まえた上での分析の手法や分析過程、分析結果の共有のための資料の作成過程等について指摘し、それらが適切であったかなどの評価が行われている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は「イラク問題に関する情勢等の具体的事実を挙げることなく、評価だけを書き連ねることは不可能か困難であるから、不開示部分にはイラク問題に関する具体的経過の記載も含まれて」おり、これらは開示できるはずであると主張するが(原告準備書面(5)第3の8(2)・34ページ)、これは原告による推測にすぎない。むしろ、当該不開示部分は、収集された情報を踏まえた上での分析の手法や分析の過程、分析の結果の共有過程を指摘するも

のであって、その内容から、我が国が対イラク武力行使に係る検討、意思決定の方針を策定する上で、どのような点を重視していたかを容易に把握することが可能となる。そして、このような情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様に我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合における弊害については、前記 7(2) アと同様である。

そうすると、そのような記述の中に、仮に、外務省が公にしている「イラク問題に関する情勢等の具体的事実」が含まれているとしても、前後の関連性や評価を伴った一連の文章として記載されており、公になっている部分のみを切り分けることは困難である。また、切り分けが可能であるとしても、当該不開示部分は、情報を踏まえた分析の手法といった観点から、取捨選択を経た上で記載されたものであり、当該事実が記載されること自体が一定の価値判断や評価を含むのであり、我が国の情報分析能力や考慮事項を示すことにつながることに変わりはない。

加えて、新聞報道は政府が公表した場合と変わりがないとする原告の主張 に理由がないことは、前記 7 (2) イと同様である。

9 項目「検討・意思決定プロセス」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(9)ア(31ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、当該部分では、政策決定プロセスに おける手続について評価がされており、特に外務省における関係局内の協議 の具体的な開催状況や官邸との協議状況について検討されている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、当該不開示部分が「半ページもない分量」として、「秘匿に値するだけの具体的な内容が含まれているためには、必然的にある程度の字数を必要とする」から、不開示情報に該当しないと主張する(原告準備書面(5)

第3の9・(2)・35ページ)。

しかしながら、分量のみに着目し、不開示事由の有無を論難する原告の主 張が失当であることは前記4(2)と同様である。

また、原告は、甲第11号証は、ジャーナリストが当時の官房長官や防衛庁長官といった内閣の構成員に対して行ったインタビューに基づくものであり、記載された当時の政府関係者の発言等は正確と考えられるから、それと同一内容の情報が記載された部分については不開示情報該当性は認められないと主張もする(原告準備書面(5)第3の9(2)・36ページ)。

しかしながら、甲第11号証に記載された当時の政府関係者の発言が正確であるとの前提にそもそも理由がない。これをおくとしても、当該不開示部分は、対イラク武力行使の問題に係る我が国の政策決定プロセスの検証という観点からの記述がされており、仮に、その記述部分の一部に甲第11号証との同一内容の情報が記載されていたとしても、その部分のみを切り分けることが困難であることは、前配6(2)と同様である。

10 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(10)ア(33及び34ページ)のとおりであるが、更にふえんすると、当該部分では、我が国が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスについて、外務省における情勢認識、政府部内でのやりとり、外交努力の内容・具体的なやりとり、政策決定を行う際の判断要素等について記述されている。また、国際社会において我が国に期待される役割、我が国がとるべき態度等について、各選択肢の問題点及びその解決方法を国内で検討し、各国と協議した過程が記載されており、対イラクのみならず、国際社会、関係国、国連安保理等、多方面にわたる関係や影響が検討されている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、被告が当該不關示部分には関係国の情勢認識や意図を推察し得る 発言内容が含まれており、第三国が、当該関係国の当時の情勢認識や意図を 手がかりとして、類似の問題が生じた場合に当該関係国の出方を推察するこ とが可能となると主張した (被告準備書面(5)第2の3(10)イ(エ)・35及び 36ページ) のに対し、被告が主張する複雑な因果の流れが、単なる確率的 な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性のあるものであるとは到底考え られないと主張する (原告準備書面(5)第3の10(2)イ・39及び40ペー ジ)。

しかし、国家間の協議においては、両国が率直に自国の事実認識や利害状 況を述べ合うことにより、初めて双方の利害を踏まえた誠実な協議が成り立 つのであり、このような協議の内容は、それが当初から公表を予定して行わ れる場合でない限り、一方的な公開は相手方との信頼関係を損なうため、基 本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行である。

したがって、そのような協議の内容を相手国との合意なく公にすること自 体が相手国との信頼関係を損なうおそれがあるのであり、蓋然性の程度を問 題にする原告の上記主張は失当である。

更にいえば、当該不開示部分は、上述のとおり、我が国が対イラク武力行 使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスに関し,政策決定 を行う際の判断要素等を盛り込みながらの記述がなされているものであり. その内容から、我が国が対イラク武力行使に係る検討、意思決定の方針を策 定する上で、どのような点を重視していたかを容易に把握することが可能と なる。そして、このような情報を公にすることにより、将来的にいずれかの 国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使と当時と同様に我が国 としての立場・政策を策定する必要が生じた場合における弊害については、 前記7(2)アと同様である。

また、当該不開示部分には、外務省がその実施を公表した会談や協議につ

いても記載されているが、非公表の内容やその評価と一体として記載されており、切り分けは困難であり、甲第9号証や甲第11号証に記載されているのと同一の内容が含まれていたとしても、そのことをもって不開示情報該当性が認められないとする原告の主張(原告準備書面(5)第3の10(2)イ・37ないし39ページ)に理由がないことは、前記6(2)と同様である。

11 項目「米側への働きかけ」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(11)ア(37ページ) のとおりであるが、更にふえんすれば、平成14年8月以降の我が国による 米国への様々なレベルで行われた数多くの働きかけや、働きかけに際して特に重視した事項や、働きかけの評価について、非公開の事項を含めて記載されている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、「報告のポイント」(甲第4号証の2)、「日本の外交努力」(甲第9号証)、その他外務省ホームページ(甲第11号証)に掲載された日米間の協議については、既に公開済みであり、当該不開示部分がA4で半頁にも満たないほか、平和憲法を有する日本が武力行使に慎重な態度をとることは当然であるとして、当該不開示部分を不開示にすることに何らの合理性がなく、開示によって情報公開法5条3号及び6号のおそれが生じるとは考えられないと主張する(原告準備書面(5)第3の(2)41及び42ページ)。

しかしながら、「報告のポイント」が本件文書1の単なる抜き書きではなく、当該文書の記述内容と同一の部分とそうでない部分を区別することは容易ではないことは、被告準備書面(5)第2の3(6)(23ページ)で述べたとおりである。

また、甲第9号証及び第11号証に記載されているのと同一の内容が当該 不開示部分に含まれていても、そのことをもって不開示情報該当性が認めら れないとする原告の主張が失当であることや不開示部分の分量に着目して不開示情報該当性が認められないとの原告の主張(原告準備書面(5)第3の11(2)・44ページ)が失当であることは、前記4(2)及び同6(2)と同様である。

12 項目「米国以外の各国への働きかけ」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(12)ア(40ページ)のとおりであるが、更にふえんすると、我が国が米国以外の関係各国との間で、イラク問題への対応につきどのような外交努力を行ってきたのかに関する経緯・内容の詳細が記載されており、対イラク武力行使の問題に関して我が国政府が関係各国と公式・非公式レベルでいかなる調整・協議が行われ、政府高官を含めた様々なレベル間での働きかけが行われてきたのかについて、我が国が当時当該関係各国それぞれに有していた外交方針をも交えながら記載されている。当該部分は、甲第9号証のように時系列に沿った各出来事の羅列ではなく、同種の出来事をまとめるなどしてそれに対する評価や非公開の内容と一体の文章として記載されており、切り分けが困難である。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、前記11と同様、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)、甲第9号証及び第11号証に同一の内容が含まれていることを、不開示情報該当性が認められないことの根拠とするが、そのことをもって当該不開示部分に不開示情報該当性が認められないことは、前記11で述べたとおりである。

更にいえば、当該不開示部分は、上述のとおり、我が国が対イラク武力行使の問題において、米国以外の関係各国に対し、どのような調整・協議が行われ、様々なレベル間での働きかけが行われてきたのか等について記述がなされているものであり、その内容から、我が国が対イラク武力行使に係る検討、意思決定の方針を策定する上で、関係各国をどの国と捉え、関係各国と

の調整・協議においてどのような点を重視していたかを容易に把握することが可能となる。そして、このような情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使と当時と同様に我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合における弊害については、前記7(2)アと同様である。

13 項目「武力行使の法的側面」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(13)ア(43ページ) のとおりであるが、更にふえんすれば、当該不開示部分では、対イラク武力 行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解、当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や、当該特定の国に対する我が国の評価等について記載されており、法的根拠についての解釈の一般論や、一義 的に導かれる解釈を記載しているものではない。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、当該不開示部分に「法的側面(国際法上の合法性)に関する理屈ないし根拠といった一般的記述」が含まれる旨主張するが(原告準備書面(5)第3の13(2)・48ページ)、前記(1)で述べたとおり、当該不開示部分は法的根拠についての解釈の一般論や、一義的に導かれる解釈を記載しているものではないから、原告の主張する「法的側面(国際法上の合法性)に関する理屈ないし根拠といった一般的記述」が上記のような解釈の一般論をいうのであれば、前提において誤りである。

むしろ,当該不開示部分の内容は前記(1)のとおりであり,このような情報を公にすることにより,法的根拠の解釈や,武力行使までの対応について複数の選択肢がある中で,我が国が武力行使をはじめとする重要事項の法的根拠についてどのような視点及び方向性で解釈するか,その調整のために重要と考えている関係国やその理由が明らかとなってしまう。

また、当該不開示部分が「A4で1頁に満たない程度の分量」であるとして、「法的側面(国際法上の合法性)に関する理屈ないし根拠といった一般的配述も含まれるから、ここに具体的・詳細な事実や見解を織り込むことなど想定し難いとの原告の主張(原告準備書面(5)第3の13(2)・48ページ)が失当であることは、前記4(2)と同様である。

14 項目「武力行使の支持の理由」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(14)ア(47ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、当該不開示部分のうち、特に、当時の我が国を取り巻く安全保障環境という情勢といった具体的な考慮事項については、イラクのみならず、我が国の安全保障に今なお深く関わる特定の国・地域の情勢及びこれらの国・地域と我が国の関係に係る我が国の評価が含まれている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、本件不開示部分の分量に着目し、「たったA4で3分の1程度の分量の記載しかない本項目(中略)において、対イラク武力行使に関する日本の意思決定理由・考慮事項の具体的かつ詳細な内容が記載されているとは到底考えられない」と主張するが(原告準備書面(5)第3の14(2)・50ページ)、このような主張が失当であることは、前記4(2)と同様である。

15 項目「国民への説明責任についての検証:国会,広報等」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(15)ア(50ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、当該不開示部分には、イラク問題をめぐる外務省の広報活動や国会議員への説明等のほか、イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から、関係国に対して行った働きかけの内容や説明手法に関する省内外での検討状況についても記載されている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、「『外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組』は、日本の国民やその代表である国会議員に対する説明責任の在り方という国内向けの事柄にとどまり、対外的・国際的になんらかの具体的な支障が生じるものとは到底想定できない」と主張する(原告準備書面(5)第3の15(2)・52及び53ページ)。

しかしながら、外交寒務において、ある外交政策が国内において理解・支持を得られているかは、当該政策の持続可能性や、国際社会における説得力等に関わってくるものであり、ひいては当該政策の効果に多分に影響するものである。そして、前記(1)のとおり、当該不開示部分においては、国民の理解を得るとの観点からも諸外国への働きかけが行われているとする記述も見受けられるのであり、外交政策の立案・実施過程において、国内世論やそれを踏まえた国内への説明責任をいかなる手法を用いながら果たすかとの点は、外交政策に大きな影響を及ぼすものである。

この点,原告は日本国民や国会議員への説明責任という「国内向けの事柄」 は外交政策に関わるものではないとの理解のもと上記主張を行っているにす ぎず、失当というほかない。

16 項目「情報収集・分析」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(16)ア(53ページ) のとおりであるが、更にふえんすると、当該不開示部分には、今後、情報収集・分析を行うべき主体、活用すべき具体的な情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法、収集する情報の種類や分析の程度、それに伴う制約等について評価、提案がされている。

(2) 原告の主張に対する反論

当該不開示部分の分量に着目して不開示情報該当性が認められないとの原告の主張(原告準備書面(5)第3の16(4)・55ページ)が失当であることは、前記4(2)で述べたとおりである。

また、原告は、情報収集源及び情報の内容を公開した場合に信頼関係が損なわれるのは、情報収集源が収集源であること及び提供した情報の内容のいずれの公開をも拒否している場合であると主張するが(原告準備書面(5)第3の16(4)・55ページ)、前配1(1)イで述べたとおり、国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題にかかる情報提供は、情報内容や情報提供元を公にしないことが当然の国際慣行であり、秘密保持が要請される場合が、情報提供元が公にすることを拒否している場合に限られるものではない。

更にいえば、当該不開示部分は、上述のとおり、今後、我が国が対イラク武力行使と同様、いずれかの国が武力行使に及ぶ事態が生じ得ることを念頭に、今後のあるべき、情報収集・分析を行うべき主体、活用すべき具体的な情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的連携方法等について記述がされているのであって、このような情報が公になるとなれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の情報収集・分析能力等を推察することが可能となってしまい、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上に、我が国の安全が害されるおそれがあることは、前記 7 (2) アと同様である。

したがって、当該不開示部分に不開示情報該当性が認められないとする原 告の上記主張は、当該不開示部分の内容を正解しないものというほかなく、 理由がないことが明らかである。

17 項目「政策決定・実施」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(17)ア(56ページ)のとおりであるが、更にふえんすると、当該不開示部分には、対イラク武力行使支持に関し、我が国の政策決定・意思決定プロセスにおいて、政府内及び米国を始めとする関係国間での様々なレベル間での連携の具体的内容を分析した上、その効果や重要性を個別に評価しているほか、結果としてイラクにおける大量破壊兵器が確認できなかった事実に関して、問題点及び教訓等が記載されている。

(2) 原告の主張に対する反論

当該不開示部分の分量に着目して不開示情報該当性が認められないとの原告の主張 (原告準備書面(5)第3の17(2)・57ページ)が失当であることは、上記4(2)で述べたとおりである。

更にいえば、当該不開示部分は、上述のとおり、今後、我が国が対イラク 武力行使と同様、いずれかの国が武力行使に及ぶ事態が生じる場合における、 あるべき意思決定・政策決定プロセスを念頭に、我が国の政策決定・意思決 定プロセスにおける、政府内、米国を始めとする関係国間での連携の在り方 等が評価を交えて記述されているものである。そして、このような情報が公 になるとなれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対 イラク武力行使当時と同様当該武力行使について直接・間接の利害関係を有 する関係国が、我が国政府の政策決定・意思決定プロセス等を推察すること が可能となってしまい、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上に、我 が国の安全が害されるおそれがあることは、前記 7(2) アと同様である。

したがって、当該不開示部分に不開示情報該当性が認められないとする原 告の上記主張が理由がないことは、これまでと同様明らかというべきである。

18 項目「国民への説明責任」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(18)ア(59ページ)

のとおりであるが、更にふえんすると、当該不開示部部分には、対イラク武力行使支持に関し、広く国民の理解を得るために行った広報活動と、当時の国内世論を踏まえた今後あるべき広報活動の具体的手法や時期について記載されている。

(2) 原告の主張に対する反論

原告は、「「外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、イラク問題に関する広報活動の具体的取組、及び改善に向けた提言』は、日本の国民に対する説明責任の在り方という国内向けの事柄にとどまり、対外的・国際的になんらかの具体的な支障が生じるものとは到底想定できない」と主張するが(原告準備書面(5)第3の18(2)・59ページ)、このような主張が失当であることは、上記15(2)で述べたとおりである。

19 項目「参考資料2 (検証チーム名簿)」について

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分の内容は、被告準備書面(5)第2の3(19)ア(62ページ) のとおりである。

(2)原告の主張に対する反論

原告は、職員に対して不当な働きかけ(工作活動)を行うのであれば、全体を統括することで情報が集中している石川在米大使館特命全権公使ないし現在その地位に就いている者に行うことが直截的かつ効率的であるから、その余の構成員について氏名を公表しない被告の主張が合理的でないと主張するが(原告準備書面(5)第3の19(2)及び(3)・60及び61ページ)、在米大使館特命全権公使に不当な働きかけを行うことが効率的などとするのは原告独自の見解であり、上記主張は前提において誤りである。

また、これまで述べてきたとおり、本件文書1には、対イラク武力行使支持に関する不開示情報が記載されており、検証チームの構成員は当該記載内

容以上の検証の詳細な内容を知る者である。

したがって、将来、いずれかの国が武力行使を行う場合であって、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められる事案(類似の事案)が生じた場合、当該武力行使に直接間接の利害を有する国(関係国)が上記内容を知ることにより、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるのであり、検証チームの構成員に不当な働きかけ(工作活動)をする動機は十分にある。そのため、今後、同様の検証作業を担当することになる外務省の職員がこのような不当な働きかけを恐れることになり、率直な意見交換が困難となって協議、検討、検証等の事務に多大な支障が生ずることは明らかであり、原告の上記主張は理由がない。なお、石川和秀在アメリカ合衆国大使館特命全権公使についても上記不当な働きかけのおそれは同様であるが、検証体制に関して可能な限り説明を国民に対して行うとの観点から同人の氏名及び肩書のみ公開したことは、被告準備書面(5)第2の3(19)イ(63ページ)で述べたとおりである。

第3 結語

以上のとおり、本件文書1の不開示部分に係る被告の不開示決定は適法であり、 原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上